

熊本県産業廃棄物指導要綱等に基づく事前協議手続一覧

廃掃法による施設設置等許可の有無	区分	通常産廃業者			優良産廃業者		
		指導要綱事前協議の有無	市町村意見照会	紛争要綱の有無等	指導要綱事前協議の有無	市町村意見照会	紛争要綱の有無等
施設設置関連許可不要 (施設許可対象未満) ※自動車リサイクル法に基づく解体業、破砕業の許可対象施設を含む	①新規の事業地への設置	有	有	/	有	有	/
	②既存事業地への新規処分施設設置	有	有	/	有 (優良用)	有	/
	③ ・施設能力が10%以上増大する既存処分施設の主要設備に係る追加・入替・変更 ・生活環境負荷の増大が予想される等、知事が事前協議を必要と認める追加・入替・変更	有	有	/	有 (優良用)	有	/
	④ ③以外の既存事業地での追加	有	有	/	無	無	/
	⑤ ③以外の主要設備に係る入替・変更	無	無	/	無	無	/
	⑥譲受・借受(事業主体変更)	有	有	/	有 (優良用)	有	/
	⑦処理業への施設転用(新規事業地での転用を除く)	有	有	/	無※2	有	/
	⑧処理業への施設転用(新規事業地での転用)	有	有	/	有	有	/
施設設置関連許可要 (施設許可対象)	①新規の事業地への新規設置	有	有	有	有	有	有
	②既存事業地への新規設置(移動式施設を除く)の場合において、周辺住民と紛争の有無、市長村の意向も踏まえて、紛争要綱の適用が望ましいと判断される場合	有	有	有	有 (優良用)	有	有
	③ ②以外の既存事業地への新規設置(移動式施設を除く)	有	有	有	有 (優良用)	有	無
	④施設入替 ただし、以下の入替については新規設置と同じ取扱とする。 ・施設能力が10%以上増大する入替 ・生活環境負荷の増大が予想される等、知事が事前協議を必要と認める入替	無※1	有	無	無※1	有	無
	⑤施設変更	無※1	有	無	無※1	有	無
	⑥譲受・借受	無※1	有	/	無※1	有	/
	⑦移動式破砕(木くず・がれき以外)施設の設置	有	無	/	無※1	無	/
	⑧移動式破砕(木くず・がれき)施設の設置	無※1	無	/	無※1	無	/
	⑨処理業への施設転用(新規事業地での転用を除く)	有	有	有	無※2	有	/
	⑩処理業への施設転用(新規事業地での転用)	有	有	有	有	有	有

備考) この一覧表での新規、既存の事業地とは、現に処理業を行っている事業地かどうかを指す。

※1 廃掃法に係る許可申請の段階で、市町村長意見を照会した上で、法令規則への適合に関して、県の要綱に基づく運用基準(処理施設の維持管理に関する基準、処理施設の立地に関する基準、処理施設の構造に関する基準)上の審査を実施。

※2 処理業(変更)許可が必要な転用の場合は、廃掃法に係る許可申請の段階で、市町村長への意見照会及び県の要綱に基づく運用基準上の審査を実施。処分業変更届出が必要な場合は、届出について、県の要綱に基づく運用基準上の審査の上、市町村に情報提供。